

## リスクアセスメントの進め方——その1

(株)セーフティアドバンス  
代表取締役社長 宮路 勝

リスクアセスメントの

実

実施義務を労働安全衛生法第28条の2第1項では、「事業者は、(中略)、

また、リスクアセスメントに関する指針(厚生労働省)では、「事業者は、リスクアセスメント

建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は作業行動その他業務に起因する危険性又は有害性等を調査し、その結果に基づいて、(中略)、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。(以下略)」と定めています。

また、リスクアセスメントは、リスクアセスメント等として、次に掲げる事項を実施するものとする」と定めています。

(1)労働者の就業に係る危険性又は有害性の特定  
(2)(1)により特定された危険性又は有害性によって生ずるおそれのある負傷又は疾病の重篤度及び発生する可能性の度合(以下、リスクという)の見積り  
(3)(2)の見積りに基づくリスクを低減するための優先度の設定及びリスクを低減するための措置(中略)内容の検討  
(4)(3)の優先度に応じたリスク低減措置の実施

また、リスクアセスメントは、リスクアセスメント等として、次に掲げる事項を実施するものとする」と定めています。

この条文で使われている「危険性又は有害性の調査」を「リスクアセスメント」と、「危険性又は有害性の調査及びその結果に基づく措置の実施」を「リスクアセスメント等」と表現することにし

また、リスクアセスメントは、リスクアセスメント等として、次に掲げる事項を実施するものとする」と定めています。

以降、この項目ごとに、リスクアセスメントを進めるに当たって、私達が陥り易い事柄について説明します。

高い危険性等を指す言葉ですが、日本工業規格では(危険源)と翻訳してありますので、以降、危険性又は有害性を「危険源」と呼ぶことにします。

危険源は「危害を

ひき起こす潜在的根源」であり、その発

生源(例えば機械的危険源、電氣的危険源)又は潜在的な危

害(例えば切断の危険源、感電の危険源)の性質を明確にする

のに役立つと共に、その危険源に人が近

づくこと「危険状態」が発生するので危険

源の箇所(設備部品の部位)を明確に特定する必要があります。

「危険源」の特定方法については、リスクアセスメントに

関する指針で次のように定めています。

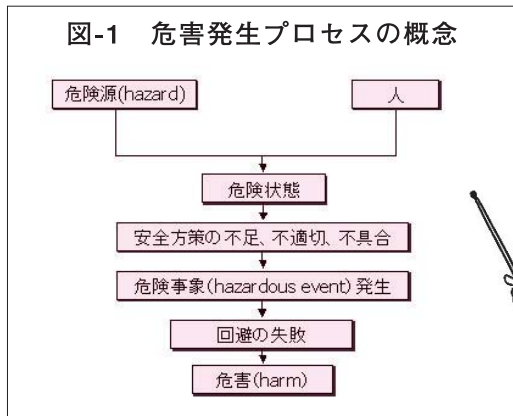
「事業者は、(中略)労働者の就業に係る「危険源」を特定するために必要な単位で作業を洗い

出した上で、各事業場における機械設備、作業等に

応じてあらかじめ定めた「危険源」の分類に則して、各作業における「危険源」を特定するものとする」

なお、「リスクアセスメントの適用範囲を就業に係る「危険源」であ

つて、労働者の就業に係る全てのものを対象とする」



(1)労働者の就業に係る危険性又は有害性の特定  
ここで言う「危険性又は有害性」とは、「Hazard」の事を意味します。「Hazard」は偶発性の

「Hazard」は偶発性の

必要な単位で作業を洗い出した上で、各事業場における機械設備、作業等に

応じてあらかじめ定めた「危険源」の分類に則して、各作業における「危険源」を特定するものとする」

なお、「リスクアセスメントの適用範囲を就業に係る「危険源」であつて、労働者の就業に係る全てのものを対象とする」

以上のことから、「危険源」の調査漏れを防ぐ手段として、まず、「作業を必要単位で洗い出す」。次に「各事業場で定めた危険源の分類に従って、「危険源」を特定することになります。

すなわち、リスクアセスメントは、作業を「網羅的」に洗い出し、「危険源」もあらかじめ定めた分類ごとに「網羅的」に調べることが要求されています。

使用する機械設備、作業場所等のどこに「危険源」が潜んでいるかをよく調べて特定することがリスクアセスメントの第

一步です。  
「危険源」が持つエネルギーの大きさや形状・動き等を調べることによつて、この「危険源」で発生する危害の性格や最悪の状況における危害の

大きさを推測することが可能になります。  
そして、危険源（ケガの根源）の存在から危害（ケガ）の発生までを予測して、そのシナリオ（事象連鎖の過程）を明確に

します。  
図1は日本工業規格（JIS B9702）で危険源から危害発生までのプロセスの概念を図示したものです。  
この概念図に沿ってシ

ナリオが出来れば、リスクの中身を表現できることになり、リスクアセスメントの論理性を証明できることになります。  
（労働安全コンサルタント）

宮路先生が相談に応じる「リスクアセスメント導入・定着相談室」は、次回3月16日（水）に開催いたします。詳しくは、当協会企画課（☎052-961-3655）まで。

## 名北労働基準協会新会員紹介

（カッコ内は代表者）

〔名古屋第二支部〕名古屋  
市東区、北区、守山区の事業場〕  
▽ピーアイシー（株）（在原努）

▽（株）Story World wide（久保嶋寛樹）

〔管外〕  
▽ワークS（畑 美衣）

### ビデオ・DVD無料貸し出しのご案内

名北労働基準協会では、会員事業場のみならず、安全・衛生・労務関係のビデオ・DVDを無料貸し出ししています。ビデオ・DVDのタイトルおよび内容は、「協会ホームページ」↓事業概

要↓各種支援事業」よりご覧頂くことができます。また当協会総合受付（☎052-961-1666）にて、ご案内や予約の受付を行っています。当協会のビデオ・DVDは、新入社員向けに安全衛生の概要の説明や、職長・管理者向けにリスクアセスメント、メンタルヘルスなど、他にも多

▽豊田中央歯科（松本 崇）  
（敬称略）  
新会員のみならず、この度は当協会にご加入頂き、ありがとうございます。当協会では様々な会員様向け事業を行っています。ご利用をお待ちしています。  
数ご用意しています。ぜひ新入社員研修や安全大会等にご活用ください。あわせて当協会では団体教育・安全大会ほか各種会合における講演活動も行っています。詳細につきましては当協会企画課（☎052-961-3655）へお問い合わせください。

お父さん入っていなかったの？

## 「労災保険特別加入」のご案内



社長・法人会社の役員・個人事業主とその同居家族・一人親方の皆さん、  
工作中・通勤途中の事故では労災保険特別加入の有無があなたとあなたの家族の生活を左右します。

労災保険の特別加入はお済みですか？

資料のご請求、また自社の安全大会やセミナー等で詳しい説明をご希望の場合は、

（社）名北労働基準協会 適用課

☎ 052-961-3655 ・ FAX 052-961-9635

メールアドレス [tekiyou@meihokurouki.or.jp](mailto:tekiyou@meihokurouki.or.jp)